

弘前市附属機関設置条例

平成26年3月20日

弘前市条例第2号

改正 平成26年6月30日弘前市条例第31号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に附属機関を設置し、その名称、担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、別表のとおりとする。

(委員の委嘱等)

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会）が委嘱又は任命する。

(職務権限)

第4条 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

（1）弘前市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年弘前市条例第21号）

～ 省略 ～

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に設置されている機関は、この条例により設置された機関となり、同一性を持って存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第3条の規定により委員に委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年6月30日弘前市条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第2条、第3条、第4条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	定数	任期
弘前市総合計画審議会	総合計画の策定及び変更等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	20人以内	4年
弘前市市民評価会議	アクションプランの7つの約束及び個別施策の達成状況の評価等に関すること。	(1) 学識経験のある者 (2) 各種団体を代表する者 (3) 公募による市民	8人以内	委嘱の日から翌年度の末日まで

～ 省略 ～

弘前市市民評価会議運営規則

平成26年3月20日

弘前市規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）第5条の規定に基づき、弘前市市民評価会議（以下「評価会議」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第3条 評価会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 評価会議の会議は、委員長が招集する。

2 評価会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評価会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、評価会議の会議に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 評価会議の庶務は、経営戦略部行政経営課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、評価会議の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に評価会議の委員長及び副委員長の職にある者は、それぞれこの規則の施行の日に、第3条第2項の規定により評価会議の委員長及び副委員長として選出されたものとみなす。

(最初の会議の招集)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の評価会議の会議は、市長が招集する。